

○みなかみ町ふれあい交流館条例

平成17年10月1日

条例第174号

(設置)

第1条 観光客誘致の促進及び地域住民の交流を図るため、ふれあい交流館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ふれあい交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みなかみ町ふれあい交流館

位置 みなかみ町湯原801番地

(管理)

第3条 みなかみ町ふれあい交流館（以下「ふれあい交流館」という。）は、町長が管理する。

2 前項の規定によりふれあい交流館を管理する者は、当該施設に管理人を置くものとする。

(平18条例21・一部改正)

(入館の制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ふれあい交流館への入館を拒否し、又はふれあい交流館からの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) 介添人を必要とする老人及び身体障害者並びに幼児等で介添人のいないもの
- (5) その他町長が管理上支障があると認める者

(使用料)

第5条 ふれあい交流館を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平27条例12・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) ふれあい交流館の管理上特に必要があるため、町長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、ふれあい交流館の施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、ふれあい交流館の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 町長は、ふれあい交流館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）にふれあい交流館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にふれあい交流館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) ふれあい交流館の使用の許可に関する業務
- (2) ふれあい交流館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、ふれあい交流館の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第8条の規定の適用については、「町長」とあるのは「指定管理者」とし、「使用料」とあるのは「利用料」とする。

(平18条例21・追加)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例21・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のふれあい交流館の設置及び管理に関する条例（平成16年水上町条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月28日条例第21号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3月19日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発行されたこの条例による改正前のみなかみ町ふれあい交流館条例別表の町民回数券は、この条例による改正後のみなかみ町ふれあい交流館条例別表に規定する町民回数券とみなす。

附 則（令和元年 9月19日条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（使用料等の改定に伴う経過措置）

- 2 この条例（第18条、第31条、第37条、第38条及び第51条の規定を除く。）による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料、利用料、管理料、入館料及び売払代金（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

（回数券に関する経過措置）

- 6 この条例の施行の際現に第11条及び第26条から第30条までの規定による改正前のみなかみ町農村交流公園条例、みなかみ町ふれあい交流館条例、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例及びみなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例（以下この項において「各条例」という。）別表の規定により発行されている回数券によって施行日以後に利用する場合の使用料については、第11条及び第26条から第30条までの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

（平27条例12・全改、令元条例13・一部改正）

利用区分（利用者1人）	一般	町民
1 大人	550円	330円
2 小人	280円	170円
3 身体障害者（身体障害者手帳を有する者）	330円	120円
4 幼児（保護者同伴の者）	無料	無料
5 町民回数券（10枚綴、大人）	—	2,200円

・小人とは3歳以上12歳未満の者

・身体障害者とは、身体障害者福祉法第4条及び第15条第4項の規定により知事が発行した証明書を有する者